



(令和6年度改訂)

令和5年度～令和9年度版

学校教育における 指導の努力点

沖縄県教育委員会

目 次

「学校教育における指導の努力点」の体系	1
「学校教育における指導の努力点」の趣旨	2
学校教育における指導の努力点	3
○ 確かな学力の育成	4
○ 豊かな心の育成	4
○ 健やかな体の育成	5
努力事項のページで示している内容について	6
I 幼児教育における指導の努力事項	7
1 幼児教育の基本の重視	8
－ 環境を通して行う教育において育みたい人格形成の基礎・生きる力－	
2 生きる力の基礎を育む資質・能力	9
－ 「幼児教育の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した指導－	
3 全体的な計画の作成と評価・改善	10
－ カリキュラム・マネジメントの実施－	
4 園内研修の充実	11
－ 振り返りによる実践的指導力の向上と幼児理解に基づく評価の実施－	
5 幼児教育と小学校教育の円滑な接続	12
－ 沖縄県保幼こ小の架け橋期のカリキュラムの開発・推進及び連携体制の構築－	
6 子育て支援体制の充実	13
－ 地域における幼児期の教育のセンターとしての役割推進－	
7 健康及び安全の確保	14
－ 子どもの心身の健康増進と健やかな生活の確立－	
※ 関連事項：II-13 II-14 II-16	
II 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における指導の努力事項	15
1 教育課程の効果的な推進	
－ 生きる力を育み、創意工夫を生かした教育課程の編成・実施－ (小・中) 16	
－ カリキュラム・マネジメントの充実を図り、資質・能力の育成を目指す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のために－ (高) 17	
－ 生きる力を育み、よりよい社会を創る特色ある教育課程の編成及び実施－ (特) 18	
2 学習指導の工夫・改善・充実	
－ 「自立した学習者」の育成に向けた指導体制や指導方法の確立－ (小・中) 19	
－ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善－ (高) 20	
－ 「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた指導の充実－ (特) 21	
3 道徳教育の充実	
－ 自他の生命を尊重する心を基盤に「豊かな心」を育む－ (小・中) 22	
－ 人間としての在り方生き方を主体的に探求し、豊かな心を育む－ (高) 23	
－ 自立した人間として他者と共によりよく生きるための「豊かな心」を育む－ (特) 24	
4 総合的な学習の時間の充実／総合的な探究の時間の充実	
－ 各学校において定める目標及び内容や探究的な学習の指導のポイント－ (小・中) 25	
－ 自己のキャリア形成の方向性と関連した横断的・総合的な探究活動の推進－ (高) 26	

- 5 健やかな心と体を育む教育の充実
 - － 心と体を一体として捉えた，健康の保持増進と体力の向上 － (小・中) 27
 - － 心と体を一体として捉えた，健康の保持増進と体力の向上 － (高) 28
 - － 心と体を一体として捉えた，健康の保持増進と体力の向上 － (特) 29
- 6 生徒指導の充実
 - － キャリア形成に向けた生徒指導の充実 － (小・中) 30
 - － キャリア形成につなげる生徒指導の充実 － (高) 31
 - － 児童生徒の障害特性に応じたキャリア形成に向けた生徒指導の充実 － (特) 32
- 7 キャリア教育の充実
 - － 社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育む取組の推進 － (小・中) 33
 - － 生徒の自己実現及び社会参画をめざす指導の充実 － (高) 34
 - － 小・中・高等部の一貫した進路指導と職業教育の推進 － (特) 35
- 8 特別活動の充実
 - － 多様な他者と協働し，課題の解決を通し，自己実現を目指す力の育成 － (小・中) 36
 - － 様々な集団活動や体験的な活動を通して，生徒の人間形成を図る － (高) 37
 - － 豊かな体験活動と望ましい集団生活を通して主体的・実践的な態度を育む － (特) 38
- 9 進路指導の充実
 - － キャリア教育を推進し，目的意識を高め，自らの進路を主体的に選択決定し，自己実現ができる生徒の育成 － (高) 39
- 10 中途退学対策の強化
 - － 自己肯定感を育み社会的自立を目指す指導・支援の充実 － (高) 40
- 11 特別支援教育の充実
 - － 個々の教育的ニーズの把握と全校体制による教育的支援 － (小・中) 41
 - － 高等学校における障害のある生徒の学びの場の整備・連携強化 － (高) 42
- 12 自立活動の充実
 - － 心身の調和的発達の基盤を培い，自立を目指した主体的活動の推進 － (特) 43
- 13 校内教育支援の充実
 - － 子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実 － (幼小中高特) 44
- 14 交流及び共同学習の推進
 - － 幼児児童生徒の豊かな人間性と社会性の育成 － (幼小中高特) 45
- 15 食育の推進
 - － 基本的生活習慣の確立と健全な食生活を実践することのできる能力の育成 － (小・中) 46
 - － 基本的生活習慣の確立と健全な食生活を実践することのできる能力の育成 － (高) 47
 - － 基本的生活習慣の確立と健全な食生活を実践することのできる能力の育成 － (特) 48
- 16 学校安全・防災教育の推進
 - － 幼児児童生徒の危険回避能力の育成 － (幼小中) 49
 - － 生徒の危険回避能力の育成 － (高) 50
 - － 幼児児童生徒の危険回避能力の育成 － (特) 51
- 17 人権教育の充実
 - － 自分の大切さと他の人の大切さを認める心を育む － (小中高特) 52
- 18 平和教育の充実
 - － 生命の尊重や個人の尊厳及び平和を希求する心を育む － (小・中) 53
 - － 生命の尊重や個人の尊厳及び平和を希求する心を育む － (高) 54
 - － 生命の尊重や個人の尊厳及び平和を希求する心を育む － (特) 55
- 19 国際理解教育・外国語教育の推進
 - － 国際社会に対応できるコミュニケーションを図る資質・能力の育成 － (小・中) 56
 - － 国際社会に対応できる国際理解教育・外国語教育の推進 － (高) 57
 - － 国際社会に対応できる国際理解教育・外国語教育の推進 － (特) 58

20	情報教育の充実	
	－ 情報活用能力の育成と情報モラル指導の充実 －	(小・中) 59
	－ 学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力の育成 －	(高) 60
	－ コンピュータ等の支援機器の活用 －(特)	61
21	環境教育の充実	
	－ 環境の保全やよりよい環境の創造のために、主体的に行動する能力、態度の育成 －	(小・中) 62
	－ 環境問題解決の能力及び環境保全に参加する態度の育成 －	(高) 63
	－ 身近な環境に目を向け、それを保護・改善していく意欲・態度の育成 －	(特) 64
22	へき地教育の充実	
	－ 少人数の特性を生かした学習指導、合同・集合・交流学习の推進 －	(小・中) 65
23	総合学科の充実	
	－ 自己の進路への自覚を深める学習の推進 －	(高) 66
24	職業教育の充実	
	－ 社会を支え産業の発展を担う職業人の育成 －	(高) 67
25	定時制・通信制教育の充実	
	－ 生徒一人一人の生きる力を育む定通教育 －	(高) 68
26	学校間連携の推進	
	－ 「学びの自立」に向けた小学校教育から中学校教育への円滑な接続 －	(小・中) 69
	－ 履修機会の拡大による教育の一層の弾力化 －	(高) 70
	－ 学びの連続性を重視した対応 －	(特) 71
27	子供の貧困対策の推進	
	－ 学校をプラットフォームとした総合的な支援の推進 －	(小中高特) 72
III	生涯学習，地域の文化	73
	生涯学習・社会教育	74
	地域の自然・歴史・文化の重視	76

「学校教育における指導の努力点」の体系

【本県教育の目標】

【努力点】

【努力事項】

創造性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興

学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力のもとに、時代の変化に対応し得る教育の方法を追究し、生涯学習社会の実現を図る。
平和で安らぎと活力ある社会の形成者として、郷土文化の継承・発展に寄与し、国際社会・情報社会等で活躍する心身ともに健全な県民を育成する。
自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さをもつ幼児児童生徒を育成する。

沖縄県教育振興基本計画

学校教育における指導の努力点

○確かな学力の育成 ○豊かな心の育成 ○健やかな体の育成

I 幼児教育

- 1 幼児教育の基本の重視
 - 2 生きる力の基礎を育む資質・能力
 - 3 全体的な計画の作成と評価・改善
 - 4 園内研修の充実
 - 5 幼児教育と小学校教育の円滑な接続
 - 6 子育ての支援体制の充実
 - 7 健康及び安全の確保
- ※関連事項：II-13 II-14 II-16

II 小学校・中学校

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 教育課程の効果的な推進 | 15 食育の推進 |
| 2 学習指導の工夫・改善・充実 | 16 学校安全・防災教育の推進 |
| 3 道徳教育の充実 | 17 人権教育の充実 |
| 4 総合的な学習の時間の充実 | 18 平和教育の充実 |
| 5 健やかな心と体を育む教育の充実 | 19 国際理解教育・外国語教育の推進 |
| 6 生徒指導の充実 | 20 情報教育の充実 |
| 7 キャリア教育の充実 | 21 環境教育の充実 |
| 8 特別活動の充実 | 22 へき地教育の充実 |
| 11 特別支援教育の充実 | 26 学校間連携の推進 |
| 13 校内教育支援の充実 | 27 子供の貧困対策の推進 |
| 14 交流及び共同学習の推進 | |

II 高等学校

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 教育課程の効果的な推進 | 15 食育の推進 |
| 2 学習指導の工夫・改善・充実 | 16 学校安全・防災教育の推進 |
| 3 道徳教育の推進 | 17 人権教育の充実 |
| 4 総合的な探究の時間の充実 | 18 平和教育の充実 |
| 5 健やかな心と体を育む教育の充実 | 19 国際理解教育・外国語教育の推進 |
| 6 生徒指導の充実 | 20 情報教育の充実 |
| 7 キャリア教育の充実 | 21 環境教育の充実 |
| 8 特別活動の充実 | 23 総合学科の充実 |
| 9 進路指導の充実 | 24 職業教育の充実 |
| 10 中途退学対策の強化 | 25 定時制・通信制教育の充実 |
| 11 特別支援教育の充実 | 26 学校間連携の推進 |
| 13 校内教育支援の充実 | 27 子供の貧困対策の推進 |
| 14 交流及び共同学習の推進 | |

II 特別支援学校

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 教育課程の効果的な推進 | 15 食育の推進 |
| 2 学習指導の工夫・改善・充実 | 16 学校安全・防災教育の推進 |
| 3 道徳教育の充実 | 17 人権教育の充実 |
| 5 健やかな心と体を育む教育の充実 | 18 平和教育の充実 |
| 6 生徒指導の充実 | 19 国際理解教育・外国語教育の推進 |
| 7 キャリア教育の充実 | 20 情報教育の充実 |
| 8 特別活動の充実 | 21 環境教育の充実 |
| 12 自立活動の充実 | 26 学校間連携の推進 |
| 13 校内教育支援の充実 | 27 子供の貧困対策の推進 |
| 14 交流及び共同学習の推進 | |

III 生涯学習、地域の文化

【関連施策】

- 新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画
- 沖縄県教育大綱
- 沖縄県教育振興基本計画
- 生涯学習・社会教育推進の努力点
- 黄金っ子応援プラン
- 学力向上推進 5 年プラン・プロジェクト

「学校教育における指導の努力点」の趣旨

1 趣 旨

本県学校教育の現状と課題に基づき、学校教育における実践上の指針としての3つの「努力点」及び具体策としての「努力事項」を、幼稚園等、小学校・中学校、高等学校、特別支援学校の各校種ごとに示すことで、各学校における教育活動の改善・充実に資する。

2 各機関における取組

学校及び市町村教育委員会、県教育委員会においては、『学校教育における指導の努力点』を、本県教育行政における重点的な取組事項の指針としてとらえ、学校経営や各種事業に反映させる。

(1) 学校

- ① 各努力事項の内容について、全職員で共通理解を図るとともに、共通実践のために活用する。
- ② 各努力事項の内容を、教育課程編成の視点としてとらえ、学校経営計画等に反映させる。
※幼稚園等においては『幼稚園教育課程編成のために』、小・中学校においては『小学校 教育課程編成のポイント』、『中学校 教育課程編成のポイント』、高等学校においては『沖縄県立高等学校教育課程編成の基準 教育課程編成の手引』、特別支援学校においては『特別支援学校学習指導要領』等を併用すること。
- ③ 各学年・各教科等担当者及び校務担当者は、各努力事項の内容や学校の実態等を踏まえた教育活動を計画・実施する。
- ④ 各努力事項の内容や自校の実態（学校評価）等を踏まえ、年度の取組の成果と課題についてまとめる等、学校教育の充実に努める。

(2) 市町村教育委員会

- ① 学校教育の充実のため、校長会、教頭会、各種研修会で、各努力事項の内容の周知を図る。
- ② 各努力事項及び、各地域、各学校の実態等を踏まえ各種事業を展開する。
- ③ 教育研究所においては、各種講座及び長期研修において、各努力事項の内容を踏まえた研修、調査研究等を推進する。
- ④ 各努力事項の取組状況の把握と点検評価に努め、年度の取組の成果と課題についてまとめる。

(3) 県教育委員会

- ① 学校及び市町村教育委員会における教育活動の充実のため、担当指導主事連絡協議会、各種研修会等で、各努力事項の内容の周知を図る。
- ② 各担当課、各教育事務所、県立総合教育センターにおいては、各努力事項の内容を教育施策に反映させ、研究指定校及び各種事業等を展開する。
- ③ 各担当課、各教育事務所、県立総合教育センターにおいては、各種研修、講座及び長期研修等において、各努力事項の内容等を踏まえた研修、研究等を推進する。
- ④ 各努力事項について、取組状況の把握と点検評価を行い、当該年度の成果と課題をまとめるとともに、次年度の「努力事項」の改善にいかす。

学校教育における指導の努力点

学校教育においては、子供たちの発達の段階を踏まえ、組織的・計画的・継続的な教育を行うことが肝要である。子供たちに基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力の育成及び主体的に学習へ取り組む態度を養うことが大切である。また、豊かな心、健やかな体の育成など、「生きる力」を育む学習活動を教育活動全体で充実させることが重要であり、自らの個性を生かし社会の変化に主体的に対応できる能力や創造性の基礎を培う必要がある。

このため、学校においては、各教科、特別の教科 道徳（以下「道徳科」という）、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動等、教育活動全体を通じて、個に応じた指導を充実させるとともに、目的意識を高める指導方法等の改善・充実を図ることで、子供たちに、自己肯定感と向上心を育むなど、適切な教育課程の編成・実施に努める必要がある。

県教育委員会及び各市町村教育委員会においては、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成・実施できるよう、各学校の実状に応じた適切な支援に努める必要がある。

そこで、学校教育における充実した教育活動のために、次の「努力点」を定め、学校の教育活動全体を通じてその達成に向けた取組を推進する。

- 確かな学力の育成
- 豊かな心の育成
- 健やかな体の育成

○ 確かな学力の育成

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する必要がある。

学校においては、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努める必要がある。

また、家庭・地域社会等と連携した豊かな体験活動を計画的・組織的に実施し、達成感・充実感を味わわせ、子供たちに目標の達成に向けて努力することの大切さに気付かせたり、その過程を振り返ったりする活動を通して、自己肯定感や向上心を育む指導に努める必要がある。

その際、子供たちの発達段階を考慮して、子供たちの言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、子供たちの学習習慣が確立できるような取組を推進する。

加えて、特別活動を要としたキャリア教育を推進し、子供たちのキャリア発達を促す取組を充実させ、社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育む必要がある。

○ 豊かな心の育成

平和で生き生きと暮らせる「誰一人取り残すことのない優しい社会」の実現に向け、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める必要がある。

学校においては、道徳科を要として、教育活動全体を通じて、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳教育を推進する。

道徳教育や人権教育、平和教育を推進するに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、体験活動等を通して、伝統と文化を尊重し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和な社会の形成者として、公共の精神を尊び、地域社会の発展に努め、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある県民の育成に努める必要がある。

また、本県は、わが国の南西端に位置し、亜熱帯海洋性気候で豊かな自然に恵まれており、特色ある歴史や文化が育まれてきた。この地理的・自然環境的特性や歴史、文化は、私たちの生活の舞台であるとともに、心の拠り所であり、将来に向けて継承・発展させる必要がある。

県民の生活や文化の向上を図るためには、子供たちが地域の自然を愛し、歴史や文化を大切にする心を育み、世界遺産に登録されている「琉球王国のグスク及び関連遺産群」やユネスコ無形文化遺産である「組踊」「宮古島のパーントゥ」をはじめ、先人が築いてきた歴史や優れた文化に誇りを抱くようになることが必要である。

そして、自分が住んでいる地域の発展に貢献し、グローバルな視野で活躍する人材の育成に努める必要がある。

このため、学校においては、地域の自然や歴史、文化に係る地域素材を積極的に教材化し、体験活動や体験的な学習など、多様な活動の促進により、心の拠り所である地域への愛着心や、それらを基盤に他の文化を受容する態度を育む学習活動を推進する。

○ 健やかな体の育成

子供たちの健やかな体を育成するため、学校体育の充実や子供の体力の向上を図るとともに、生涯にわたって健康で安全な生活を自ら営んでいくための知識や態度の育成が重要である。生き生きと学校生活や家庭生活及び社会生活を営むためには、家庭支援の視点に立った取組をすすめ、学校の教育活動全体で、基本的な生活習慣の確立に向け適切な指導の充実に努めながら、生命の尊重や健康・安全に対する意識、規則正しい生活、規範意識、礼儀作法等を身につけさせる必要がある。

健康に関する現代的課題に適切に対処するために、学校保健、学校安全及び学校給食を総合的にとらえ、体験的な学習の充実を図るなど、子供たちの心身の健康の保持増進に組織として一体的に、かつ意図的、計画的に取り組む必要がある。

また、体育・スポーツ活動に関しては、幼児期における運動習慣の基盤づくりや心と体を一体としてとらえ、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指す。そのなかで、子供たちが自ら課題を見つけ目標を設定し、自発的・自主的な活動を通して運動やスポーツが好きになり、積極的に運動に親しむ資質や能力を育てる学習指導の工夫・改善を図り、体力の向上並びに運動部活動の充実と適正化を図る取組を推進する。

加えて、子供たちの生徒指導に係る諸課題の解決に向けて、学校と家庭の連携を強化することは緊要であるため、家庭・地域社会、関係機関・団体においては、各々の役割を自覚し、緊密な連携のもとに、社会全体で子供たちの基本的な生活習慣の確立を図る取組を推進する。

努力事項のページで示している内容について

努力事項

校種

3 道徳教育の充実 (小・中)

— 自他の生命を尊重する心を基盤に「豊かな心」を育む —



児童生徒一人一人に豊かな心を育み、自らの人生をよりよく生きていけるようにするためには、自他の生命を尊重する心を基盤に、美しいものに感動するなどの豊かな情操、善悪の判断などの規範意識及び公共の精神、健康・安全、規則正しい生活などの基本的な生活習慣を育むとともに、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を培うことが重要である。このため、学校における道徳教育は、道徳性を養う道徳教育を、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて計画的・発展的に指導することが必要である。また、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達段階を考慮して適切な指導を行うことに留意する。

ここがポイント(取組の重点)

- 教科化により授業実践が進む→●授業改善が課題
- 組織的な取組の充実(年間計画等、授業づくり)

(1) 指導体制と全体計画作成を通じて道徳教育の実践を図る

- ①校長は道徳教育の改善・充実を視野におきながら、諸課題を踏まえ、学校教育との関わりで道徳教育の基本的な方針等を明確にすること。また、道徳教育推進教師の役割を明確化し、全教師が指導力を発揮し協力して展開できる指導体制を整えるよう努める。
- ②学校や地域の実態に応じた有効で具体性のある全体計画、年間指導計画(別業を含む)を作成し、それに基づいた実践を全教師が積極的に関わりながら協力して展開する。
- ③各教科等は、各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で道徳性が養われることを考え、見通しを持って指導すること。その際、道徳教育と各教科等の目標内容及び教材との関わりや学習活動や学習態度に配慮すること。



(2) 指導内容の重点化を図る

- ①学校としての重点目標を明確にし、発達段階に応じた指導内容の重点化を図り、全教師が道徳教育の方向性を共有することで、一層効果的な指導に努める。
- ②小学校においては、自立心や自律性、生命を尊重する心や思いやりの心を育てることなど、各学年を通じて留意する。中学校においては、小学校における指導内容を発展させながら、自らの弱さを克服して気高く生きようとする心、法やきまりの意義理解、社会参画への意欲、伝統文化の尊重、我が国と郷土を愛する心、国際理解等を身に付けさせるよう努める。
- ③各学年を通じて配慮することに加え、小学校の各学年段階においては、次の事項に留意する。
 - 1, 2学年においては、基本的な生活習慣、善悪の判断、社会のきまりを守ること。
 - 3, 4学年においては、善悪の判断、協力、集団の社会のきまりを守ること。
 - 5, 6学年においては、相手の立場を理解する、法やきまりの意義理解、集団生活の充実、伝統文化の尊重、我が国と郷土を愛する心、他国を尊重すること。



(3) 豊かな体験活動の充実といじめの防止を図る

- ①学校や学級内の人間関係を整えるとともに、集団宿泊活動、職場体験活動やボランティア、自然体験活動、地域行事への参加などの豊かな体験活動の充実に努めるとともに、自他の人権を尊重する態度を培う。
- ②道徳教育の指導や体験活動を日常生活にも生かされるようし、特にいじめの防止や安全確保といった課題についても児童生徒が主体的に関わることができるようにしていく。

(4) 家庭・地域社会との緊密な連携を図る

- ①教師及び保護者の道徳教育に対する意識の高揚を図るため、道徳教育の実情、児童生徒のよさや成長などを知らせる情報交換会、学校・家庭・地域の願いを交流したりする機会を設定する。また、学校運営協議会などを活用することも考えられる。
- ②家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることに努める。
- ③地域と学校・家庭とを結びあいさつや声かけ等、地域ぐるみの「凡事徹底」を推進する。



■関連資料■

- ◎『小(中)学校学習指導要領解説 総則編』 文部科学省 平成 29 年
- ◎『小(中)学校学習指導要領解説 道徳編』 文部科学省 平成 29 年

持続可能な開発に向けて国際社会で取り組んでいるSDGsの17のゴールのうち、この努力事項に主に関連するゴールを1つ程度示しています。※下記参照

努力事項における取組のポイントを示しています

ここがポイント(取組の重点)

【表記の説明】

- 現状や成果
- 現在、課題となっている点
- ◇重点的に取り組みたい点

努力事項の推進にあたり、推進の柱を3~4本設定し、説明しています。また、特に意識してほしい事項(キーワード等)について、太字で示しています。

この努力事項における、関連資料を掲載しています。

■関連資料■

- ◎『小(中)学校学習指導要領解説 総則編』
- ◎『小(中)学校学習指導要領解説 道徳編』



世界を変えるための17の目標

